

労働者保護ルール改悪反対シリーズ③

解雇の金銭解決制度導入反対！

政府部内で議論されている「解雇の金銭解決制度」は、裁判で解雇が不当か正当かを争い解雇不当判決が下されても、使用者の申し立てにより労働者に金銭を支払えば、職場復帰させなくても済むものにしようとしていると考えられます。これは職場復帰を望む労働者にその道を閉ざすこととなります。

また、労働者には「クビになって裁判に訴えてもばからしい」、使用者側には「カネさえ払えばクビにできる」といった風潮が広がりかねません。

さらに「再就職支援金の支払いとセットでの解雇制度」も提言されており「不当な解雇はない」といった風潮も広がりかねません。

整理解雇4要件はどこかに吹っ飛ぶ！

解雇の金銭解決制度は諸外国にもあります。解雇不当の判決下された場合、職場復帰するか金銭で解決するかになりますが、ドイツでは、労働者による金銭解決の申し立ては認められますが、使用者からの金銭解決申し立てについては厳格運用されているようです。

現行でも日本には、「個別紛争解決制度」や「労働審判制度」があります。裁判に訴えて解雇の有効・無効を争わなくても、金銭で紛争を解決できるようになっています。新たな「解雇の金銭解決制度」は不要です。

死解雇は労働者の
意を味する！